

平成 25 年第 12 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第12回教育委員会会議

1 日 時 平成25年7月11日（木） 13時30分～14時03分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
栄養指導担当課長	田 村	理都子
栄養指導担当係長	榊 原	隆 子
栄養指導担当係長	泉	照 美
給食係員	古 高	弓 絵
学校教育部長	金 山	正 彦
指導担当部長	引 地	秀 美
教育研修担当部長	大 友	裕 之
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	市 川	渉

4 傍聴者 12名

5 議 題

報告第1号 学校給食における誤嚥事故について

【開 会】

○山中委員長 これより、平成25年第12回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、池田光司委員と阿部夕子委員をお願いいたします。

本日の会議につきましては、臼井博委員から、所用により会議を欠席する旨の連絡がございました。

なお、本日は、報道カメラが入っておりますけれども、報道カメラの撮影につきましては、会議の円滑な進行のため、会議冒頭の事務局説明が終了するまでとさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

【議 事】

◎報告第1号 学校給食における誤嚥事故について

○山中委員長 それでは、報告第1号につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の渡邊でございます。

委員の皆様には、事故発生後の第1報として、ご報告、ご連絡させていただき、また、この間の報道等でご承知のことと思いますが、去る6月27日、ちょうど2週間前の木曜日になりますが、南区の札幌市立南小学校におきまして、特別支援学級2年に在籍する男子児童、7歳の学校給食における誤嚥による死亡事故が発生いたしました。

本日は、その事故の経緯と今後の再発防止策等につきましてご報告いたします。

本件事故は、学校管理下の給食時間に発生した事故であり、亡くなられた児童、ご両親に対しては、大変申し訳なく、この事故を重く受けとめております。6月30日に行われました通夜の儀には、市教委から教育長、そして、私が参列してまいりました。ここで、改めて、亡くなられた児童のご冥福をお祈りしたいと思っております。

それでは、資料に沿ってご説明いたしますが、その前に1点お願いがございます。亡くなられた男子児童についてであります。ご両親の意向や個人情報の観点から、特別支援学級2年在籍の男子児童につきましては先に説明したとおりですが、男子児童の障がいの内容や程度などにつきましては、公開の会議の場での説明は難しいことをあらかじめご理解いただきたいと思います。

なお、この男子児童は、特別支援学級に在籍しておりましたが、給食の提供に当たっては特別な配慮をしなければならない児童ではなかったことを申し添えます。

それでは、資料の説明を続けますが、事故発生日時は、資料1の1にありますとおり、6月27日、給食時間の終了に近い13時4分ころで、事故発生場所は2階の特別支援学習室です。教室等の配置につきましては、資料の5ページ、別紙2をごらんいただきたいと思います。

この事故発生の時刻についてでございますが、第1報では12時55分ころとしておりました。しかしながら、その後、学校内で検証したところ、次のような状況であることが確認されました。

すなわち、第1報の作成にかかわった職員は、特別支援学級の給食時間終了時刻を普通学級と同じく13時と思い込み、逆算して事故発生時を12時55分ころ

と推測しましたが、特別支援学級での実際の終了時刻は13時10分でございます。

また、特別支援学級には2名の担任がありますが、一方の担任は、給食時、別の児童1名を引率し、3階のランチルームで交流給食をしていました。通常学級の給食時間は13時までですので、この時刻に交流給食が終了し、実際にランチルームを出たのが13時1分ないしは2分で、3階のランチルームから2階の特別支援学習室までは1分強でございます。そして、担任が戻ってきたときには、当該男子児童は元気に食べており、その後、事故が発生したというものでございます。

以上の状況や、校長、教頭などからの当時の状況の聞き取りを総合して考慮いたしますと、事故発生時は13時4分ころと想定されるものでございます。この13時4分というのは、その1分前かもしれませんし、その後かもしれませんし、およそ4分ころということでございます。

当日の給食内容は、資料の1ページの3に記載のとおりで、原因となったプラムは、資料の7ページ、別紙4にあるものと同種のものでございまして、直径は約4センチ、種自体は1.5センチほどのものでございます。

次に、事故の経緯についてご説明いたします。

当日の給食の時間、特別支援学級では、事故発生時、教室では4人の児童が向かい合い、担任1名と一緒に給食を食べておりました。男子児童は、給食もほとんど済み、デザートของプラムを食べ始め、最後に、種に果肉が少し残っている状態まで食べ、口に種ごと入れました。男子児童のすぐ近くで一緒に給食を食べていた担任がそれに気づき、すぐに種を出すように注意しましたが、飲み込んでしまいました。

事故当時の座席の配置は、資料の8ページ、別紙5のとおりでございます。

この時点では、1、2分前に当該教室に戻ってきたもう一人の担任は、立ったままで児童らの食べる様子を見ておりました。

なお、男子児童は、プラムを丸ごと口に入れて食べていたわけではなく、また、誤嚥したとき、周りの児童がふざけあっていて、その弾みで種を飲み込んだというような状況ではございませんでした。

種を飲み込んだ後、男子児童は胸をとんとんとたたき出し、近くにいた担任はすぐに異変に気づき、資料の9ページ、別紙6にありますように、誤嚥したときの対処法であります背部叩打法により背中をたたいたり、ハイムリッヒ法、腹部突き上げ法とも言いますが、後ろから抱えて腹部を上の方に圧迫するなどの救急措置を行いました。

それと同時に、もう一人の担任が職員室へ連絡に走り、すぐに校長や教頭などが教室に駆けつけ、13時8分、教頭が救急車を要請し、また、別の教諭が保護者への連絡を行いました。

救急車が到着するまでの間、学校では、救急センターと通話をしながら、その指示に従って背中をたたき続け、また、心臓マッサージやAEDの使用を指示され、そのとおり救命措置を行いました。そのほか、これは救急センターの指示ではございませんでしたが、掃除機による吸引を試みようとしたが、サイズが合わなかったため、効果がないと判断し、実施には至りませんでした。指を入れて吐かせることも考え、歯でかじられるおそれがあることから、タオルを少し巻いて指を入れようとしたが、口のあき方が小さく、思うように入らなかったことから、これも断念したものでございます。

その後、13時15分に消防のレスキュー隊が到着し、救命措置を行い、その後、13時20分に救急車が到着いたしました。その場で吸引措置を行い、種を除去して、当該児童を札幌医科大学病院に搬送されました。救急車には母親が同乗し、父親も車で到着後、追従しました。学校からは、教諭3名が追従しております。

その後、14時19分ころに、病院に詰めていた教諭から、学校に男子児童が亡くなられた旨の連絡が入りました。

以上が経緯の概要でございます。

さて、今回の事故は、プラムの種を飲み込んだことによって起こった事故でございました。

そこで、このような誤嚥による事故の再発防止策などにつきまして、事故発生時から今日までの間に実施したこと、今後の対応についてご説明いたします。

資料2 ページの5、再発防止策等についてというところでございます。

まず、南小においてでございますが、7月1日に保護者説明会を開催しまして、事故の経緯、再発防止について説明しております。この説明会には、市教委からも栄養指導担当課長等が出席し、市教委の再発防止策などについても説明しております。

このほか、南小では、事故発生時の対応について、教職員の勉強会を開催したほか、食指導の徹底、児童のメンタルケアなどに努めております。また、夏季休業中には、消防署と連携して、救命講習も開催する予定でございます。

次に、市教委としての対応でございます。

まず1点目といたしまして、事故発生当日の6月27日付で、全市立小・中学校・特別支援学校に、「学校給食における誤飲による事故の発生とプラムの使用中止について」という通知をしてございます。その主な内容としましては、事故の概要と、当面、学校給食でのプラムの使用を中止すること、よくかんで食べるなど、給食での誤嚥事故防止、事故発生時の緊急体制の確認などの注意喚起についてでございます。

2点目は、教育センターの協力により、7月1日に開催されました、学校長を対象とする子ども理解に関する研修会、この開催に先立ちまして、時間をい

ただき、さきの通知の内容を敷衍して、事故の経緯と食指導の内容や救命対応について、学校内で周知徹底していただくよう、説明を行ったところでございます。

以上が、これまでの対応でございます。

そこで、今後の対応でございますが、まず、7月22日に、教頭を対象としまして、学校給食事故防止に係る研修会を開催いたします。内容につきましては、資料の11ページ、別紙8でございますように、今回の事故の概要説明と給食指導、危機管理対応のあり方などについて、専門的見地から、医師による嚥下機能と窒息事故防止について、消防局職員による小・中学校におけるBLS教育の推進、このBLSというのは、1次救命措置のことを指すということでございます。これに関する講義などを行う予定になってございます。

また、誤嚥事故対応以外に、アレルギー対応についても取り上げることとしてございます。

この研修会は、教頭を対象としておりますが、研修の内容を学校に持ち帰り、各学校においても研修や危機管理対応の再確認を行っていただきたいと考えてございます。

このほか、7月23日に開催いたします栄養教諭・学校栄養職員全体研修会の中でも、この事故の経緯と誤嚥事故防止に向けた食に関する指導のあり方についての説明を行い、また、栄養教諭から成るブロック長会議において、献立内容、例えば食材の特徴などについて、校内での情報提供の具体的方法について検討し、実施につなげていきたいと考えております。

さらに、今年度、改訂作業を進める食に関する指導の手引には、誤嚥による窒息事故の予防に係る指導と誤嚥の際の対処方法を記載していきたいと考えてございます。

一方、事故が発生した場合の対応についてであります。学校においては、救命のための知識や技術を全教職員が身につけなければならないと考えていますことから、これまでも、各学校に対し、毎年の通知のほか、機会を捉え、普通救命講習を受講するよう促してまいりました。

現在、教職員は、採用時の研修におきまして、全員が普通救命講習を受講しており、これとともに、学校などで開催した普通救命講習を受けて普通救命講習修了証を取得している教職員の率は、平成24年度において、88.5%になってございます。

今後も、取得率が100%に近づくようにするとともに、定期的に講習を再受講できるよう消防局と連携し、各学校において定期的な職員研修が開催できるよう、体制の整備を図ってまいります。

最後に、報道にもございました、昨年7月の国の通知が特別支援学校にのみ

通知されていた件につきましてご説明いたします。

当該通知文は、資料2、12ページにあるものです。小・中学校に設置される特別支援学級には、通常の学校給食を提供しておりますが、当該通知の内容は、特別支援学校で発生した事故であったこと、嚥下障がいなど、食べる機能に障がいがある児童生徒に対しての調理形態や摂食指導に係る安全確保の徹底についてであったことなどから、学校給食において、これらの対応を実施している特別支援学校が対象と判断し、特別支援学校のみには通知をしたものでございます。

しかしながら、各小・中学校などに対しても当該通知文を送付し、学校給食において重大事故が発生したことを知らせ、誤嚥に関する注意喚起をすべきであったと思います。

今後につきましては、文書内容をよく確認し、先入観や思い込みにとらわれることなく対応をしてまいりたいと考えてございます。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○**山中委員長** ありがとうございます。

それでは、報道カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

[報道カメラは退室]

○**山中委員長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたら頂戴したいと思いますが、先ほど、事務局の説明の冒頭にもございましたように、プライバシーに関わる部分もございますので、事務局でお答えになる場合にも、その辺のところはそれなりに配慮していただいて、ご質問、ご意見、あるいは、ご答弁をしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

○**池田（官）委員** 救命講習についてなのですが、先ほどのご説明では、採用時に全員が指導講習を受けているというお話でしたが、それ以降、定期的に講習を受ける、更新の講習を受けるということは、これまではなかったということでしょうか。

○**学校教育部長** 私のほうからお答えします。

普通救命講習というのは、市の消防局とか防災協会で行っておりまして、これについては、各学校で毎年、あるいは2、3年ごとに校内で研修をするとい

うのが普通でして、平成24年度の状況を見ますと、これまでに、毎年、あるいは2、3年ごとに実施している学校、予定をしている学校という割合が85%ぐらいございます。そういう意味では、初任者のときに1回受けて、その後、学校で定期的にやられているという学校がほとんどだと思います。

○**山中委員長** 定期的にやっているということは、大体、その学校の教職員はそれに参加する対象になっているわけですね。

○**学校教育部長** そうです。普通救命講習というのは、大体3時間ぐらいですので、放課後の時間帯などに先生方が一堂に集まって講習を受けるという形態がほとんどかと思います。

○**山中委員長** 資格を持ってなくても、その講習は受けているということもあるのですか。講習は、ほとんどの人が受けているけれども、資格を取るまでというのが88.5%ということですか。

○**学校教育部長** 資格というか、講習を受けると、修了証が出ます。一旦出れば、その修了証を持っていることになるのですが、ただ、年数を置いて、それをもう一度思い出すという意味で、そういう講習を何回か繰り返すという形になります。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

○**阿部委員** 今の普通救命講習の3時間というのは、具体的にどんなことを講習としてやるのですか。

○**学校教育部長** メニューとしては、基本的には、胸骨圧迫や人工呼吸の方法であるとか、AEDの使い方だとか、そういうものがありまして、それ以外にも、学校の要望に応じまして、溺れた人に対する手当だとか、やけどだとか、そういうものもメニューの中に組み込むことはできます。

一般に、意識を失って倒れている人に対しての気道確保ということで、胸骨圧迫などを1人ずつ実体験で、ダミーの人形を使いまして訓練するというのが主かと思います。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**阿部委員** 別紙3について、予定の献立というところですがけれども、そもそも献立を考えるのは、学校単位で考えられるものなのか、また、その献立の中で、果物だけ「くだもの」と大きい括りになっているのは、何か理由があるようでしたら、そこを教えてくださいたいと思います。

○**栄養指導担当課長** まず、献立の作成ですが、札幌市におきましては、行政区ごとに小・中に分かれて基本となる献立を作っております。それをもとに、各調理校において、自分の学校の行事とか、食数とか、さまざまなものを考慮しまして、それぞれの調理校ごとに献立を作成しております。

それから、「くだもの」と書かれている件についてですが、実は、果物というのは、予定では、栄養価を出すためにリンゴとかスイカというふうに入れているのですが、市場の入荷状況によって非常に変動のあるものですので、最初予定で入れていても、なかなかそれとぴったり時期が合わないこともありますので、そういう意味で「くだもの」と書いております。当日は、子どもたちに、今日は何々ですよというふういきちんとお知らせをして給食が始まるということになっております。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○**池田（光）委員** 救急車の要請ということに関してですがけれども、これは、学校ということもあって、特別に消防署関係といろいろな取り組みのようなものがあるのでしょうか。それとも、一般的な救急体制ということでしょうか。

○**学校施設担当部長** そういう取り決めはないです。通常の119番通報をしていくということです。

○**池田（光）委員** 先ほど、後でわかって、時間の食い違いがあつて、理解したのですがけれども、当初の報道では、結構長い時間がかかったような気がしたものですから、ちょっとこの辺が気になりました。

最近、救急車がなかなか出動できないような状態もあるので、考えていくことが必要なのかなというふうに思いました。具体的に救急車に来てもらえる体制を再確認してみることが大事かなと感じておりました。

では、学校の区域によって、どういう消防署体制になっているのか、距離感について、消防署の設置基準によって定まっているのか、今、学校統廃合がい

ろいろありますね。そういう中で、距離とか台数ということも、念のため、一度検証しておいたほうがいいかなという気がしております。

○山中委員長 基本的には、消防署の体制整備の問題ですね。それとも、そうだとすると、学校として消防署に要請をして、こういう体制を検討してほしいと要請していける問題なんでしょうか。

○池田（光）委員 きちっと整理できないのですけれども、これから統廃合がふえていく中で、今まで通学区だけの問題と捉えていたのですが、改めて消防署との距離感なども含めて検討する必要があるのかなと考えております。

○学校施設担当部長 若干推測になりますが、119番通報というのは非常に多い状況でございまして、果たして、消防局のほうで学校を何らかの形で優先できるかというのは、話を聞いてみないとわからないのですけれども、そこはちょっと難しい部分もあると思います。当然、通報した順に対応していかないと、優先順位の問題もありますので。

いずれにしても、そういったことが可能かどうかも含めて、消防局とは一度話をしてみたいと思います。

○山中委員長 よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

○池田（官）委員 ご報告をお聞きする限りでは、事故が起こった後の対応については、大きな瑕疵といいますか、特に誤った手法はなかったように思いますし、おおむね適切に行われているのではないかという印象を持ちます。

さらに、一般的なBLSの手順には入っていない掃除機を使ってみるということや、何とかして口をあけてもらって異物を取り除こうという努力までされていきました。

確かに、誤嚥の場合には、特に、完全閉塞ですと数分間という非常に短時間のうちに処置をしなければならぬので難しい面があると思うのです。それで、可能かどうかはわからないのですが、例えば、吸引器とか開口器とか、一般のAED、BLSで求められているよりももう一歩進んだ、誤嚥、あるいは気道閉塞ということに特化した器材をそろえるという方法の検討ができないものかなという感想を持ちました。

これは、もちろん、専門の方たちとよく相談して、そういったものをそろえて、それが有効に使うことができるのかどうかという検討がどうしても必要で

しょうけれども、そういったことを、より進んだ、気道の異物に特化した器材というもので、もし有効なものがあれば検討してみる価値はあるかなというふうに感じました。

○**学校施設担当部長** 私どもも、そういう器材についての検討は、これまでもしたことがございませんので、そういう器材を一般の教員などでも使えるのかどうか、そういったことも含めて調べたいと思います。

○**山中委員長** よろしくお願ひします。

○**池田（光）委員** 一つよろしいですか。

今回、プラムが対象の食べ物になったのですけれども、この献立のところを見ても、「今月のくだもの」ということで、季節の果物という位置づけになっていると思うのです。これは別紙3ですね。季節の果物ということ、その中で、もちろん、プラムがなければこうはならなかったということはあるけれども、だからといって、この機会に、安全なもの、安全なものというふうに、季節感のなくなっていくような献立に考えが行ってしまわないこともとても大事ではないかと思ひます。季節のものを食べていただくということも大きな教育の一つだと思ひるので、そこのところも大事ではないかと私は感じておりますので、できれば、その辺の議論もしていただければありがたいと思ひます。

○**学校施設担当部長** 今回、27日の通知で、プラムの当面中止ということ、通知させていただきましたが、一つには、プラムで事故が起こったということと、報道されることで、子どもたちの受けとめ方というか、心理的な面も考えて中止をさせていただきました。

今後は、先ほどの再発防止策の中でもちょっと触れていますが、学校内での食材の特徴等についての情報提供のあり方なども考えまして、食材の提供については考えていきたいと思ひます。

○**山中委員長** ほかにござひますか。

○**池田（光）委員** もう一つだけよろしいですか。

全体を通して、札幌市の教育行政の中で、誤嚥のことは、歴史の中で何度もあったような事例なのですか。今回が初めてではないというのが何かの資料に出ていましたけれども、どの程度なのでしょう。

○**学校施設担当部長** 誤嚥について、私どものほうで学校から報告を受けたというのは、当然、救急搬送された場合などには報告が来ることにはなりますけれども、誤嚥についての報告というのは、特段、受けた記憶はございません。

○**池田（光）委員** ということは、誤嚥はあったけれども、例えば、何らかの形で処置されたという場合が結構多かったということですか。そういうことでもないのですか。実際に飲み込んで、詰まらせてしまって、何らかの救急処置で復元されたという事例が結構多かったのですか。それとも、それ自体の報告もありませんか。

○**学校施設担当部長** 報告はありません。

○**山中委員長** ほかにございませんか。

特にございませんでしたら、この件については以上でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**山中委員長** それでは、報告第1号につきましては、以上で終了とさせていただきます。

○**山中委員長** 本日本日予定された案件は以上となります。

特に、各委員の方々から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【閉 会】

○山中委員長 なければ、平成25年第12回教育委員会会議は、これをもって終了とさせていただきます。

以 上